

【改善措置状況】 社会保険事務所に勧められるまま年金選択の手続をした結果、年金受給額が少なくなった上に、企業年金の返納を求められ、とても困っている

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—

総務省近畿管区行政評価局（局長：瀧上 茂）は、大阪府内の女性から以下の行政相談を受け、民間有識者を委員とする行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえて検討した結果、平成 25 年 12 月 19 日、日本年金機構に対し、申出人の年金受給選択を遡及して訂正するなどの措置を講ずるようあっせんしました。

この結果、平成 26 年 2 月 13 日、日本年金機構から、申出人の年金受給選択を遡及して訂正するとともに、類似事案の発生を防止するための新たな点検手順を示した文書を全国の年金事務所等に向けて発出したこと等の改善措置を講じた旨の回答がありました。

これにより、申出人の年金受給累計額が約 70 万円増加するとともに、年金受給選択の際の事務処理が全国的に改善されることとなりました。

【行政相談の要旨】

- ◆ 消えた年金記録問題が発生した際に未統合の年金記録があることが判明し、社会保険事務所（現在の年金事務所。以下「年金事務所」という。）に勧められるまま年金選択の手続をした結果、企業年金を受給できない年金選択に遡及して変わってしまった。この年金選択の変更により、年金の総受給額が従前よりも少なくなった上に、それまでに受給した企業年金（累計約 61 万円）についても返納を求められている。
- ◆ このことについて、年金事務所は当初、ミスを認め、私の年金選択を遡及して訂正（企業年金の返納も不要）する旨を文書で説明していたが、その後、「日本年金機構本部との協議の結果、当時の手続の際に年金事務所の説明誤り等があったとする具体的な事実が確認できないため、遡及して訂正することはできない。」との連絡があり、とても困っている。
- ◆ 私の年金について、企業年金を受給できていた従前の年金選択に遡及して訂正してほしい。

【当局のあっせん内容】

1 申出人の年金

企業年金を受給できる年金選択に遡及して訂正すること。

2 年金事務所等における事務処理

「年金受給選択申出書」の受付時点で、企業年金を考慮した確認や説明を慎重かつ的確に行うよう周知徹底すること。



【日本年金機構における改善内容】

1 申出人の年金を訂正

申出人の年金について、申出人の希望どおり、平成 14 年 9 月分まで遡って年金受給選択を訂正した（これにより、申出人の年金受給累計額が約 70 万円増加）。

2 事務処理を全国的に改善

全国の年金事務所（312 拠点）、事務センター（47 拠点）及びブロック本部（9 拠点）に対し、年金受給権者に、企業年金（厚生年金基金から支給される代行部分）について説明し、企業年金の支給金額を考慮した上で選択した内容であるかどうか確認するとともに、受給権者が企業年金を考慮した上での選択であることを年金受給選択申出書上で確認できるような記録を行うなど具体的な点検手順を新たに示した指示文書を発出した。

また、年金受給選択申出書の受付時における点検漏れの防止を更に徹底するため、年金受給選択申出書の様式の見直しやチェックシートの作成等について検討する。



【本件の問い合わせ先】

近畿管区行政評価局首席行政相談官 荒木和久

電話：06-6941-8166 FAX：06-6941-8988